

花巻市デジタル採点支援システム使用許諾
プロポーザル実施要領



令和8年6月
花巻市教育委員会

1 業務の目的

本事業は、市内中学校の教職員が手作業で行っている採点業務について、デジタル採点支援システムを導入しデジタル化することにより、採点業務の効率化と教職員の負担軽減を図るとともに、生徒の解答状況や学習到達度を迅速かつ客観的に把握できる環境を整備し、併せて、集計結果の分析を通じて学習課題を明確にし、教員の指導改善につなげる教育 DX を推進するものである。

当該環境について、クラウドの利用権をより効果的に、安定的に提供する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

2 業務の概要

(1) 件 名

花巻市デジタル採点支援システム使用許諾

(2) 業務の内容

各学校で実施するテストにおいて、答案を教職員がスキャナーで画像データ又はPDFデータ化し、デジタル採点支援システムにそのデータを登録することで、パソコン画面で、答案の採点及び得点集計ができるシステムを提供する。具体的には次のとおりとする。

- ① 採点業務等効率化システム導入
- ② 教職員向け研修の実施
- ③ 必要となるソフトウェアライセンス等の使用許諾
- ④ セキュリティ対策
- ⑤ 利用サポート

(3) 対象学校施設

花巻市立中学校 11校（令和8年5月1日現在、特別支援学級数・生徒数除く）

No	学校名	住所	生徒数（上段）・学級数（下段）				教職員数 定数
			1	2	3	計	
1	花巻中学校	花巻市若葉町二丁目 16-22	163	141	157	461	36
			5	5	5	15	
2	花巻北中学校	花巻市天下田 182	82	86	81	249	19
			3	3	3	9	
3	南城中学校	花巻市南城 251	66	74	64	204	15
			2	3	2	7	
4	湯口中学校	花巻市円万寺字法船 23 番地	33	33	28	94	11
			1	1	1	3	
5	湯本中学校	花巻市湯本 4-1	25	29	31	85	10
			1	1	1	3	
6	矢沢中学校	花巻市高松 5-42	52	65	57	174	14
			2	2	2	6	
7	宮野目中学校	花巻市西宮野目 6-156-2	63	51	47	161	14
			2	2	2	6	
8	西南中学校	花巻市轟木 7-12	33	36	35	104	11

			1	2	1	4	
9	大迫中学校	花巻市大迫町外川 目 27-22-1	13	21	17	51	11
			1	1	1	3	
10	石鳥谷中学校	花巻石鳥谷町八幡 6-37-1	83	83	93	259	20
			3	3	3	9	
11	東和中学校	花巻市東和町土沢 5区 20	64	46	50	160	15
			2	2	2	6	
合 計			677	665	660	2,002	
			23	25	23	71	

(4) 業務の期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで（長期継続契約）

(5) 提案上限額

提案上限額は次のとおりとする。

令和8年度	993,300円
令和9年度	1,702,800円
令和10年度	1,702,800円
令和11年度	1,702,800円
令和12年度	1,702,800円
令和13年度	709,500円
合計	8,514,000円

※1 契約の期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17及び花巻市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成18年花巻市条例第51号）に基づく長期継続契約とする。

※2 提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 令和7・8年度花巻市物品購入等指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「電子計算機類」に登録している者、又は同等の資格を有することを確認するため、別に定める書類を提出し、その内容の審査を受けて資格を有することが認められた者であること
- (2) 入札公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の申し立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の

- 申し立てをしている者もしくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと
 - (6) 学校を運営する法人または地方公共団体に対して、仕様書に記載のシステムと同種のシステムを学校に導入した実績があること
 - (7) 企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示すいずれかの承認・認証を受けていること
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（ISO/IEC 27001）
 - ②個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク
 - (8) 市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること

4 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

- (1) 受付期間 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）～令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 3 時（必着）
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類各 1 部を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
- (3) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（様式 1）
 - ② 会社概要書（様式 2）
 - ③ 会社法に基づく計算書類等（「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費の明細」、「製造（売上）原価明細」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を最新 3 年分）
 - ④ 導入実績（様式 3）
 - ⑤ 業務実施体制（様式 4）

※ 花巻市指名競争入札参加資格者名簿（物品・リース）に登載されていない者については、上記に加え下記の書類を提出すること。

 - ⑥ 定款・会則等
 - ⑦ 商業登記簿謄本及び事業所証明書
 - ⑧ 印鑑証明書（直近 1 か月以内のもの）
 - ⑨ 国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）
 - ⑩ 花巻市暴力団排除条例（平成 2 7 年花巻市条例第 5 2 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等に該当しないことの誓約書（様式 5）
- (4) 提出場所 〒0 2 8 - 3 1 6 3 岩手県花巻市石鳥谷町八幡 4 - 1 6 1
花巻市教育委員会教育部学務管理課
- (5) 結果通知 参加資格審査については、参加申込があり次第随時行い、参加資格結果通知書を申込書記載の連絡先に送付する。

5 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

- (1) 受付期限 令和8年8月10日(月)午後3時(必着)
- (2) 申込方法 企画提案書等作成要領に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送(簡易書留とし、締切日必着とすること)により提出すること。
- (3) 提出書類 ア 企画提案書
 - ①A4判(補足資料等においては、必要に応じ折り込みA3判も可)
 - ・両面印刷
 - ・ページ数に制限は設けないが、下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること
 - ・審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、可能な限り平易な表現で分かりやすい記載内容とすること。専門用語を使用する際は、脚注をつけるなどすること。
 - ②過去の業務実績
 - ・他自治体への導入実績を記載すること
- (4) 提出部数 10部
- (5) 提出場所 〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡4-161
花巻市教育委員会教育部学務管理課
- (6) 留意事項
 - ・提出された書類等は、返却しない。
 - ・提出された企画提案書その他本件プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、花巻市情報公開条例(平成18年花巻市条例第19号)に基づき情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

6 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

- (1) 受付期限 令和8年7月29日(水)午後3時(必着)
- (2) 質疑方法 質問書(様式6)に記入の上、電子メールにて送信すること。
- (3) 回答方法 令和8年8月4日(火)午後5時までに、受け付けたすべての質問に対する回答を取りまとめ、参加事業者全員に電子メールで送付する。また、花巻市ホームページにおいても公開する。
- (4) 受付先 花巻市教育委員会教育部学務管理課
E-mail: gakumu@city.hanamaki.iwate.jp

7 審査項目及び配点

- (1) 審査・選考の方法
 - ① 審査は、提出された書類の審査及び参加者へのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により審査を行う。
 - ② 参加者が5者以上となった場合は、2段階で審査を行う。一次審査(書類審査)の評価結果上位3者が二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)に進み、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。一次審査は事務局が行い、選定委員会の合議により順位を決定する。
 - ③ 審査の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」

として選定し、「契約候補者」と期間を定めて企画提案の内容を基に契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。

- ④ 期間内に市と「契約候補者」との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。ただし、「次点者」との契約締結を確約するものではない。
- ⑤ 契約候補者等の審査に関する詳細日程は、参加者に対し別途通知する。
- ⑥ 選定委員会に関する事項は、「花巻市デジタル採点支援システム使用許諾プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。
- ⑦ 応募者が1社のみであっても、最低基準点（合計点の6割）である720点を超えた場合は、契約候補者とする。
- ⑧ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

プレゼンテーションは1社あたり40分とする。

なお、プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。

概要説明について、所定の時間を超過した場合は、途中でも打ち切る場合があるので、留意すること。

- ① 準備（5分）
- ② 参加者の提案書に対する概要説明（20分）
- ③ 委員によるヒアリング（10分）
- ④ 片づけ（5分）

(3) 評価項目及び評価基準

審査における評価項目、評価の着眼点及び配点は、下記のとおりとする。(200点×6名=1,200点)

区分	No.	評価項目	配点
第一次審査	1	基本方針	10
		・基本方針が仕様書に整合（働き方改革に係る貢献内容、児童生徒の個別最適化された学習の推進に資するものへの対応）しており、具体的で有効なものであるか。	
	2	採点時間短縮の工夫	40
		・採点時間を短縮することが可能となる機能（マークシート方式・記述式への対応、画像補正機能、設問等罫線認識機能、模範解答設定機能、自動採点機能、観点別集計など、システム操作支援機能、複数人操作機能、校務支援システムやクラウドサービス連携機能など）について工夫があるか。	
3	実施体制の妥当性等	30	
	・サポートデスクや研修等の支援体制や対応（ISO取得、技術者の資格取得情報、業務体制、サポートデスク営業時間、研修実施計画、社内教育体制、障害発生時計画など）は、迅速・柔軟・適切に行えることが確実か。 ・クラウドサービス利用について、サーバの設定・運用方法やセキュリティ対策（仕様書内に記載した項目及びその他の項目として、サーバ環境維持方法、障害発生検知方法、ログ保管方法や期間など）が具体的かつ適切なものであるか。		
4	会社の状況・実績	10	
	・経営状況に懸念が認められないか。		

区分	No.	評価項目	配点
第二次審査	5	操作性等	40
		・デジタル採点支援システムの操作性や運用面がどのような面で具体的（操作メニュー、ボタン配置や表示上の工夫、操作性、視認性などシステム開発の意図や目的などとともにその効果、利用者登録の方法、人事異動時対応など）に優れているか。	
	6	採点業務以外へのシステムの利用提案	10
		・デジタル採点支援システムを活用した他の業務への活用方法（業務効率化に係る活用提案、特別支援学級等での活用方法など）について具体的かつ有効なものであるか。	
	7	児童生徒の個別最適化学習	10
		・デジタル採点支援システムと連動した学習支援コンテンツを提供するなどの児童生徒の個別最適化への取組を行うかどうか。	
	8	効果測定	10
		・システム利用の効果測定が具体的かつ有効的な内容となっているか	
	9	見積額	30
		・提案された体制、内容に見合った金額が算出されているか。 ・経費節減等、企業努力がされているか。また極端に安価な金額でないか。	
10	プレゼンテーション及びヒアリング、その他提案等の総合評価	10	
合計			200

8 プロポーザルのスケジュール

内容	日程・提出期限	備考
選定委員会（設置）及び第1回選定委員会の開催	令和8年6月23日（火）	
公告・実施要領の配布開始日（市ホームページへの公開）	令和8年6月24日（水）	
参加申込の受付期間	令和8年6月24日（水） ～令和8年7月10日（金）午後3時まで	
参加資格審査期間	令和8年6月24日（水） ～令和8年7月17日（金）	
資格審査結果通知	令和8年7月21日（火）	
質疑受付期間	令和8年7月21日（火） ～令和8年7月29日（水）午後3時まで	
質問に対する市の回答期限	令和8年8月4日（火）	
提案書提出期限	令和8年8月10日（月）午後3時まで	
プレゼンテーション審査（第2回選定委員会の開催）	令和8年8月20日（木）	応募者1社又は5社以上となった場合は別途通知
審査の結果通知	令和8年8月25日（火）	別途通知
契約内容協議	令和8年8月27日（木）	
準備行為（見積書徴収）	令和8年8月下旬	別途通知

契約締結	令和8年8月28日(金)	
------	--------------	--

9 その他留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ・ 契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様へ反映し、再度見積もりを徴収する。
- ・ 契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）の規定による。
- ・ 本件告示に示した契約は、地方自治法第3条に基づく長期継続契約であり、次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、市は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) その他

- ・ 本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とし、市はその一切を負担しない。
- ・ 本プロポーザルへの参加者は、市が提供する資料及び知り得た情報等について、情報セキュリティの秘密保持に留意し、いかなる場合においても他に漏らさないこと。
- ・ 参加申込書等（様式1）を提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、その旨を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

10 担当部署

花巻市教育委員会教育部学務管理課 担当 瀬川、多田、藤根

〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡4-161

電話番号：0198-45-1311（内線337）

FAX：0198-45-1321

メール：gakumu@city.hanamaki.iwate.jp